

指定福祉用具貸与事業

指導検査基準

— 令和7年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定福祉用具貸与事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	1 基本方針 指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第248条	・ 運営規程 ・ パンフレット等
第2 人員に関する基準	1 福祉用具専門相談員の員数 (1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。 ただし、指定福祉用具貸与事業者が都規則第141号で定める事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が同一の事業所において一体的に運営される場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者	法第74条第1項 都条例第111号第249条 第1項、第2項 都規則第141号第64条 第1項、第2項	・ 勤務実績表、タイムカード ・ 勤務体制一覧表 ・ 従業員の資格証

第3 設備に関する基準	② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 ③ 指定特定福祉用具販売事業者 (2) 福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。 (3) 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当するものとなっているか。 ① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者 2 管理者 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、当該指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 1 設備及び備品等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のた	介護保険法施行令第4条第1項 介護保険法施行令第4条第1項 都条例第111号第250条第1項、第2項 施行要領第3の11の1の(2) 参照（第3の1の1の(3)） 法第74条第2項	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表、タイムカード ・勤務表 ・平面図
--------------------	---	---	---

	めに必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 (2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。 ① 福祉用具の保管のために必要な設備 イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ② 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ただし、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都条例第112号第240条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記(1)、(2)に規定する設備及び備品を備えているものとみなすことができる。	都条例第111号第251条第1項 施行要領第3の11の2の(1)(2) 都条例第111号第251条第2項 都規則第141号第65条 施行要領第3の11の2の(3)、(4) 都条例第111号第251条第3項	・設備、備品台帳等 ・業者との委託契約書 ・保管に関する記録 ・消毒に関する記録
--	--	--	---

第4 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に、都条例第 111 号「第 3 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 2 運営規程 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	都条例第111号第262条 準用（第51条第1項） 都条例第111号第262条 準用（第51条第2項） 都条例第111号第252条 都条例第111号第262条 準用（第103条第1項）	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書 ・ 指定申請書及び変更届控 ・ 運営規程 ・ 就業規則 ・ 勤務表
--------------------	--	--	--

	(2) 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない指定福祉用具貸与については、この限りでない。 (4) 指定福祉用具貸与事業者は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置) 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしているか。	施行要領第3の11の3の(8)の②参照（第3の6の3の(2)の①） 都条例第111号第262条準用（第103条第2項） 都条例第111号第262条準用（第103条第4項） 都条例第111号第262条準用（第11条の2第1項） 都条例第111号第262条準用（第11条の2第2項） 都条例第111号第262条準用（第11条の2第3項）	・雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書 ・事業主の方針及び相談に応じる体制がわかる書類等 ・業務継続計画 ・研修・訓練実施記録等
--	---	--	---

	5 内容及び手続の説明及び同意 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意を得ているか。 なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。 6 提供拒否の禁止 指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具の貸与の提供を拒んでいないか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 7 サービス提供困難時の対応 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	法第74条第2項 都条例第111号第262条 準用（第12条第1項） 施行要領第3の11の3の (8)参照（第3の1の3の (8)） 都条例第111号第262条 準用（第13条） 施行要領第3の11の3の (8)参照（第3の1の3の (9)） 都条例第111号第262条 準用（第14条） 施行要領第3の11の3の (8) 参照（第3の1の3の（10））	・運営規程 ・重要事項説明書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用契約書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用申込受付簿等 ・居宅介護支援事業者へ連絡したことが分かる書類等 ・サービス提供依頼書等
--	---	--	---

	8 受給資格等の確認 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与を提供するよう努めているか。 9 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	都条例第111号第262条準用（第15条第1項） 施行要領第3の11の3の(8)参照（第3の1の3の(11)①） 都条例第111号第262条準用（第15条第1項） 施行要領第3の11の3の(8)参照（第3の1の3の(11)②） 都条例第111号第262条準用（第16条第1項） 都条例第111号第262条準用（第16条第2項）	・利用者に関する記録（被保険者証写等） ・利用者に関する記録
--	--	---	--

	10 心身の状況等の把握 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 11 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	都条例第111号第262条 準用（第17条） 都条例第111号第262条 準用（第18条第1項） 都条例第111号第262条 準用（第18条第2項） 都条例第111号第262条 準用（第19条）	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者の届出書控 ・居宅サービス計画書
--	--	---	---

	13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。 14 居宅サービス計画等の変更の援助 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 15 身分を証する書類の携行 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専門相談員等の氏名の記載があるか。 16 サービスの提供の記録 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載してい	都条例第111号第262条 準用（第20条） 都条例第111号第262条 準用（第21条） 都条例第111号第262条 準用（第22条） 施行要領第3の11の3の (8)参照（第3の1の3の (15)） 都条例第111号第262条 準用（第23条第1項）	・ 居宅サービス計画書 ・ 福祉用具貸与計画書 ・ サービス提供記録等 ・ 利用者に関する記録（変更があったかの確認） ・ 居宅サービス計画書 ・ 福祉用具貸与計画書 ・ サービス提供票 ・ 業務マニュアル ・ 身分を証明する書類（身分証、名札等） ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌 ・ サービス提供票、サービス提供票別表等
--	---	--	---

	るか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 17 利用料等の受領 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 (4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の費用の額に係るサービス	都条例第111号第262条 準用(第23条第2項) 都条例第111号第253条 第1項 都条例第111号第253条 第2項 都条例第111号第253条 第3項 都規則第141号第66条 都条例第111号第253条	・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護給付費明細書 ・請求書 ・領収書
--	--	--	---

	スの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。 (6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 18 保険給付の申請に必要な証明書の交付	第4項 施行要領第3の11の3の(2)の② 条例第111号第253条 第5項 法第41条第8項 法施行規則第65条	
--	--	---	--

	指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 19 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 (1) 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目的を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与をしているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 20 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。 (2) 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用	都条例第111号第262条 準用（第25条） 都条例第111号第254条 第1項 都条例第111号第254条 第2項 都条例第111号第254条 第3項 都条例第111号第255条 第1号 都条例第111号第255条 第2号 施行要領第3の11の3の (4)の②	・ サービス提供証明書控 （介護給付費明細書代用可） ・ 目録等（用具の品名及び品名ごとの利用料等が記載されたもの） ・ 点検に関する記録 ・ 取扱説明書（福祉用具の使用方 法、使用上の留意事項、故障時 の対応等を記載した文書）等 ・ 居宅サービス計画書 ・ 福祉用具貸与計画書 ・ 利用者に関する記録
--	---	---	---

	具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案をしているか。 (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。 (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。 特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明しているか。 (5) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、	都条例第111号第255条第3号 都条例第111号第255条第4号 施行要領第3の11の3の(4)の③ 都条例第111号第255条第5号	
--	--	--	--

	必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。 なお、修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施しているか。 (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (7) (6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (8) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。 (9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を	施行要領第3の11の3の(4)の①④ 都条例第111号第255条第6号 平成13年4月6日老発第155号「身体拘束ゼロ作戦」の推進について 平成13年3月厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」 都条例第111号第255条第7号 都条例第111号第255条第8号 都条例第111号第255条第9号	・身体的拘束等の適正化のための指針 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等の記録 ・身体的拘束等の適正化のための研修記録 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
--	--	---	---

	利用者に提供しているか。 21 福祉用具貸与計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は、利用者ごとに、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。 なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されているか。 (2) 福祉用具貸与計画（様式は各事業所ごとに定めるもの）には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、モニタリングを行う時期等が記載されているか。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載されているか。 (3) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。 なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	都条例第111号第256条第1項 施行要領第3の11の3の(4)の⑧イ 施行要領第3の11の3の(4)の⑧ロ 都条例第111号第256条第2項 施行要領第3の11の3の(4)の⑧ハ 都条例第111号第256条第3項	・ 居宅サービス計画書 ・ 福祉用具貸与計画書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・ 特定福祉用具販売計画書 ・ アセスメントシート ・ モニタリングシート ・ 利用者に関する記録
--	---	---	--

	(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。 (6) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っているか。また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っているか。 (7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しているか。 (8) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。 (9) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の変更を行う際も、上記(1)から(5)に準じて取り扱っているか。 22 利用者に関する区市町村への通知 福祉用具貸与事業者は、利用者が正当な理由なく、福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 23 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	都条例第111号第256条第4項 都条例第111号第256条第5項 都条例第111号第256条第6項 都条例第111号第256条第7項 都条例第111号第262条準用（第30条）	- 福祉用具貸与計画書 - モニタリングの記録 - モニタリングの記録 - モニタリング記録を指定居宅介護支援事業者に報告している記録 - 区市町村に送付した通知に係る記録
--	---	--	--

	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。 (2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。 24 福祉用具の取扱種目 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態、その変化等に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の福祉用具を取り扱うようにしているか。 25 衛生管理等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。 なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、(2)の規定にかかわらず、福	都条例第111号第257条第1項 施行要領第3の11の3の(5) 都条例第111号第257条第2項 都条例第111号第258条 都条例第111号第259条第1項 都条例第111号第259条第2項 施行要領第3の11の3の(6)の① 都条例第111号第259条	・研修計画、実施記録 ・目録等 ・衛生管理に関するマニュアル等 ・消毒及び保管に関する記録 ・消毒方法の標準作業書 ・業者の委託契約書
--	---	---	---

	祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。 また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。 ① 当該委託等の範囲 ② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 ④ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ⑤ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨 ⑥ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 (4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。また、④の指示は、文書で行っているか。 (5) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつて	第3項 施行要領第3の11の3の(6)の② 施行要領第3の11の3の(6)の③④ 都条例第111号第259条第4項	
--	--	---	--

	は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 (6) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。 (7) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 26 掲示及び目録の備え付け (1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか又は重要事項を記載した書面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることを行っているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記	都条例第111号第259条第5項 都条例第111号第259条第6項 都規則第141号第66条の2第1項第1号 都規則第141号第66条の2第1項第2号 都規則第141号第66条の2第1項第3号 都条例第111号第260条第1項、第2項 都条例第111号第260条第3項 都条例第111号第260条第4項	・ 委員会の記録 ・ 指針 ・ 研修及び訓練実施記録 ・ 掲示物等 ・ 備え付けの目録等
--	--	---	---

	載された目録等を備え付けているか。 27 秘密保持等 (1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 28 広告 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 30 苦情処理	都条例第111号第262条 準用（第34条第1項） 都条例第111号第262条 準用（第34条第2項） 都条例第111号第262条 準用（第34条第3項） 都条例第111号第262条 準用（第35条） 都条例第111号第262条 準用（第36条）	・ 従業員の秘密保持誓約書 ・ 個人情報同意書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・ パンフレット、チラシ等 ・ ホームページ等
--	--	--	---

	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第 23 条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定福祉用具貸与事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を区市町村に報告しているか。	都条例第111号第262条 準用(第37条第1項) 施行要領第3の11の3の (8)参照(第3の1の3の (28)の①) 都条例第111号第262条 準用(第37条第2項) 施行要領第3の11の3の (8)参照(第3の1の3の (28)の②) 都条例第111号第262条 準用(第37条第3項) 都条例第111号第262条 準用(第37条第3項)	・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル ・ 重要事項説明書
--	---	---	---

	(6) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 31 地域との連携等 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、その事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めているか。 32 事故発生時の対応 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具	都条例第111号第262条 準用(第37条第4項) 都条例第111号第262条 準用(第37条第4項) 都条例第111号第262条 準用(第38条第1項) 都条例第111号第262条 準用(第38条第2項) 都条例第111号第262条 準用(第39条第1項) 都条例第111号第262条	・ 事故対応マニュアル ・ 区市町村、家族、介護支援専門員への報告記録 ・ 再発防止策の検討の記録 ・ ヒヤリハットの記録
--	--	---	---

	貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 33 虐待の防止 指定福祉用具貸与事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に十分に周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 34 会計の区分 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。 35 記録の整備	準用(第39条第2項) 施行要領第3の11の3の(8)参照(第3の1の3の(30)の③) 都条例第111号第262条 準用(第39条の2) 都規則第141号第67条 準用(第4条の3第1項、第2項) 都条例第111号第262条 準用(第40条)施行要領第3の11の3の(8)参照(第3の1の3の(32)) 平13老振発第18号	・ 委員会の記録 ・ 指針 ・ 研修及び訓練実施記録 ・ 会計関係書類
--	--	---	--

第5 変更の届出等	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 福祉用具貸与計画 ② 都条例第111号第23条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 都条例第111号第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第111号第259条第4項の規定による結果等の記録 ⑤ 都条例第111号第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑥ 都条例第111号第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑦ 都条例第111号第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	都条例第111号第261条第1項 都条例第111号第261条第2項 施行要領第3の11の3の(7)	・従業者、設備、備品及び会計に関する記録等 ・サービスの提供の記録等 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。 (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休	法第75条第1項 法第75条第2項	・指定申請書及び変更届控

第6 介護給付費の算定及び取扱い	止の日の1月前までに、その旨を知事に届け出ているか。 1 福祉用具貸与費の単位数の算定 指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。 ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。 2 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない、又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（ただし、令和9年3月31日までの間は経過措置期間） 3 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する	法第41条第4項第1号 平12厚告19 別表の11 平30厚労告80 平12厚告19 別表の11の注1 平12老企第36号第二の9の(1) 平12厚告19 別表の11の注2	・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供証明書 ・「福祉用具貸与サービスコード表」参照 ・虐待防止委員会等の記録 ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の実施記録 ・業務継続計画 ・業務継続計画に関する記録
-------------------------	--	--	---

	単位数を所定単位数から減算しているか。 4 搬出入に要する費用の取扱い 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。 ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚労告第120号）に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。 5 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり実利用者数が15人以下）に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。	平12老企第36号第二の9の（2） 平12厚告19 別表の11の注3 平12厚告19 別表の11の注4 平27厚労告96の25	・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供証明書 ・「福祉用具貸与サービスコード表」参照 ・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供証明書 ・「福祉用具貸与サービスコード表」参照
--	---	--	---

	6 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価 別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の 3 分の 1 に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 3 分の 1 に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。 7 要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費 (1) 要介護状態区分が要介護 1 である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）に規定する「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換機」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」（以下「対象外種目」という。）について指定福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費を算定していないか。また、要介護状態区分が要介護 1、要介護 2 又は要介護 3 である者に対して、同告示第 13 項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していないか。	平12厚告19 別表の11の注5 平12厚告19 別表の11の注6	・ サービス提供票、サービス提供票別表等 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供証明書 ・ 「福祉用具貸与サービスコード表」 参照 ・ サービス提供票、サービス提供票別表等 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供証明書 ・ 「福祉用具貸与サービスコード表」 参照
--	---	---	---

	(2) ただし、次に掲げる厚生労働大臣が定める者については(1)は適用しない。 イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者 ① 車いす、車いす付属品 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 ② 特殊寝台、特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 ③ 床ずれ防止用具、体位変換器 日常的に寝返りが困難な者 ④ 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者 ⑤ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ⑥ 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	平27厚労告94の31	
--	--	-------------	--

	8 サービス種類の算定関係 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合に、福祉用具貸与費を、算定していないか。	平12厚告19 別表の11の注7	・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供証明書 ・「福祉用具貸与サービスコード表」参照
--	---	-----------------------------	--

この指導検査基準において、施行要領とは、平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。

＜参考＞

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス)	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	⇒	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	⇒	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	⇒	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第39号	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24・老健93	⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	⇒	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚劳告第127号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚劳告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚劳告第118号	⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚劳告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚劳告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚劳告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚劳告218	⇒	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)

- 平24厚劳告120 ⇒ 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)
- 平30厚劳告80 ⇒ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)